豊橋市屋外広告物規制区域図 （平成25年11月1日現在）

平成二十五年十一月調整

凡　例

	区　分	区域図の表示	自家用広告物の適用除外
禁止地域等（条例第3条）	道路・鉄道の区間		10㎡以下
	道路・鉄道に接続する地域		
	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 風致地区 風致の保存保安林 愛知県自然環境保全地域 都市計画公園、緑地、墓地 国定公園の区域 県立自然公園の区域 斎場の敷地	公園・緑地の未供用区域（許可地域）を含む	
	文化財保護法・愛知県文化財保護条例による建造物（周囲50m以内を含む）		
	官公庁・学校・図書館・公会堂・市民館・博物館・体育館の各敷地		
許可区域	道路・鉄道に接続する区域		20㎡以下
	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域		10㎡以下
	その他の区域	表示色なし	20㎡以下
	市街化区域界		
	豊橋市域界	県界　市界	
	主要な道路		

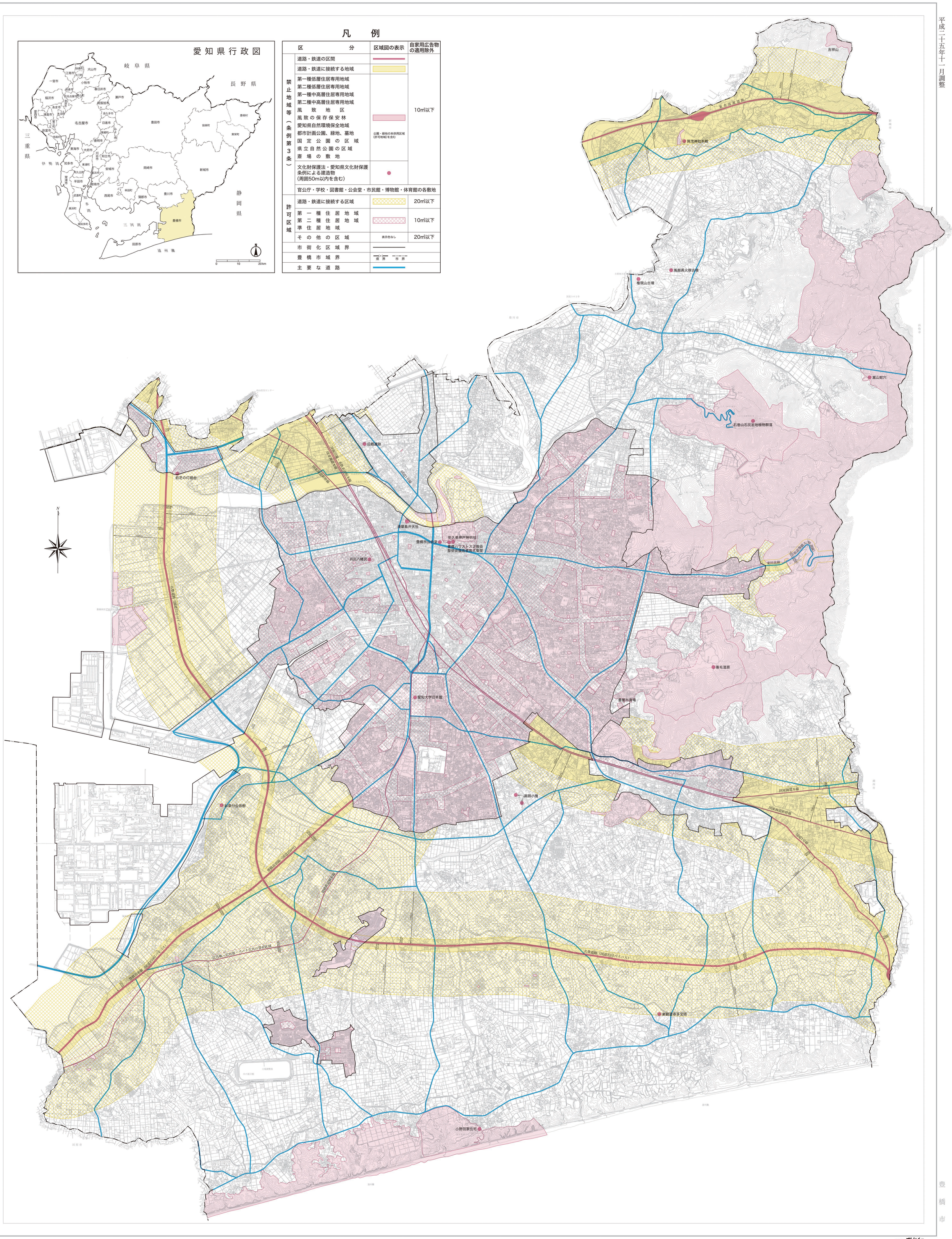

1 : 25,000

株式会社オトヒイ 納
TEL.(052) 508-5917

豊橋市